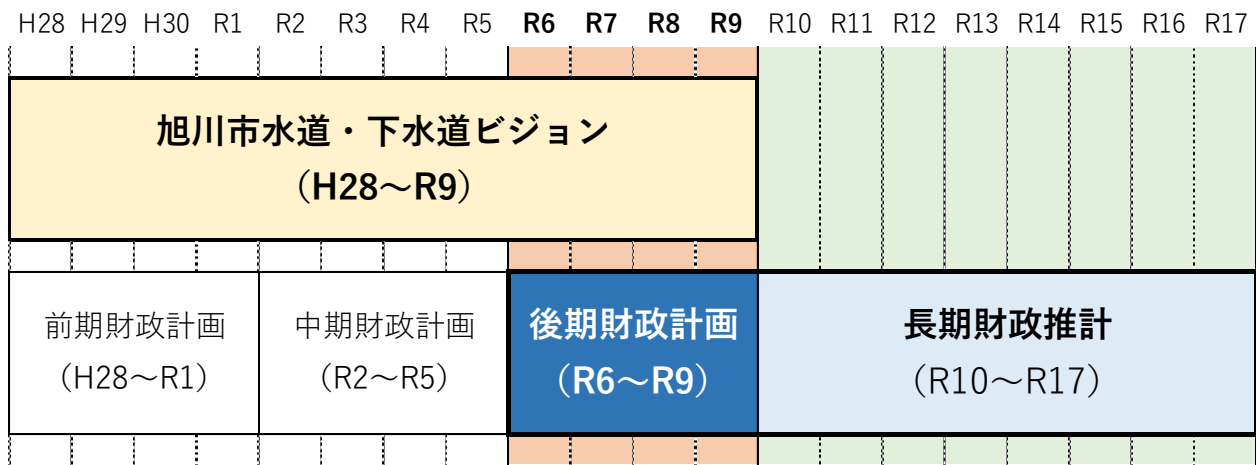


(1) 後期財政計画の位置付け



- 「旭川市水道・下水道ビジョン」 (平成28年2月策定)
 - ・本市の水道・下水道事業の将来の方向性を示す基本的な指針
 - ・ビジョンの計画期間 : 平成28年度 ~ 令和9年度 (12年間)

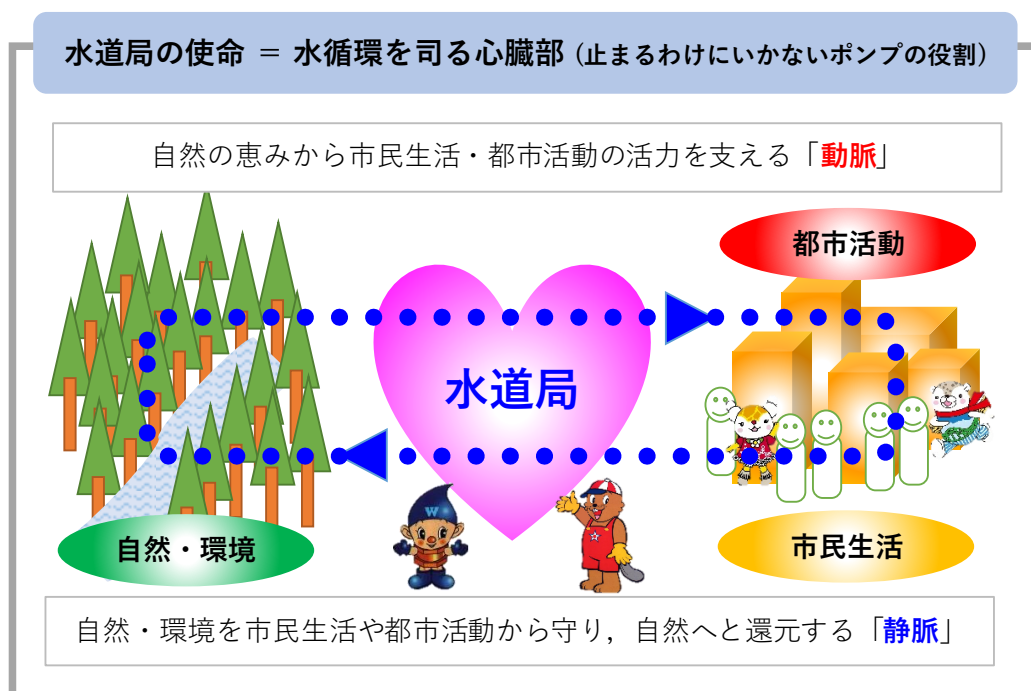
- 各期 (4年ごと) の「財政計画」
 - ・ビジョンを実現するための実行計画
 - ・後期財政計画の期間 : 令和6年度 ~ 令和9年度 (4年間)

- 「ビジョン」 + 「財政計画」 = 「経営戦略」 (本市の位置付け)

- 経営戦略の策定は、国 (総務省) からの要請でもあります。
 - ・計画期間は10年以上であること
 - ➔ 後期財政計画 (4年間) に加えて、
長期財政推計を掲載する必要があります。
 - ・現状と将来の見通しを踏まえたものであること
 - ➔ **ビジョンの進捗状況**や**経営指標**から現状を整理し、
収益や**施設の見通し**を立てていく必要があります。
 - ・効率化や経営健全化のための取組方針が示されていること
 - ➔ 広域化, 民間活用, 料金改定の検討など

(2) 経営の基本方針 = 旭川市水道・下水道ビジョン

① 水道局の使命

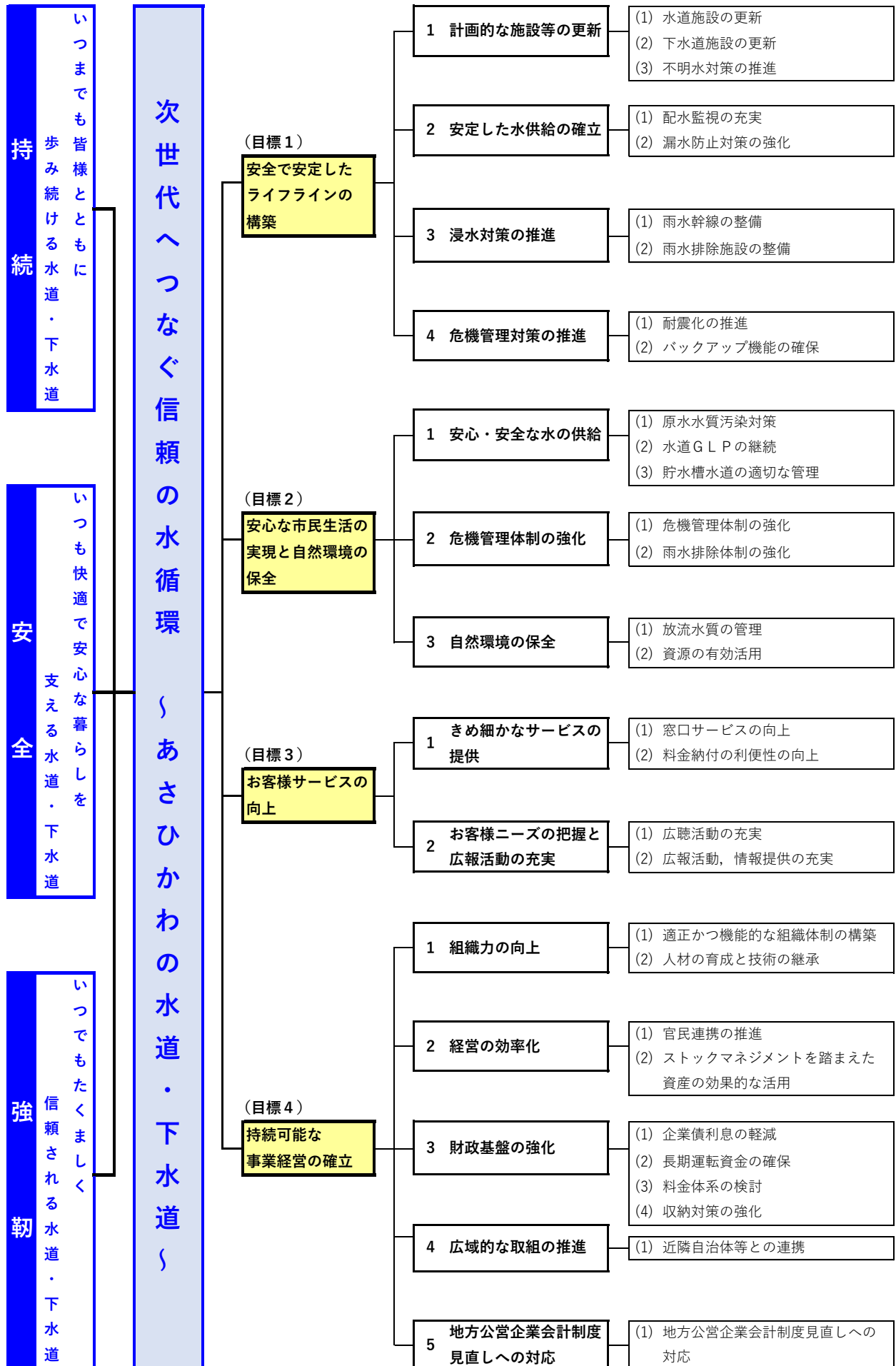


② 水道局の理想像 ～ 「持続」・「安全」・「強靱」

③ 水道局の基本理念 ～ 「次世代へつなぐ信頼の水循環」

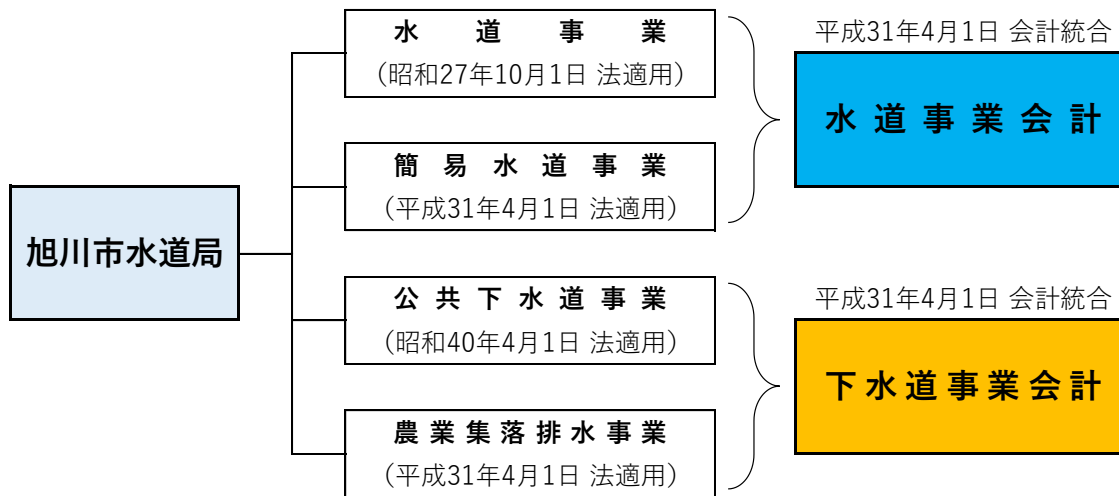
④ 水道局の目標

- (目標1) 安全で安定したライフラインの構築
- (目標2) 安心な市民生活の実現と自然環境の保全
- (目標3) お客様サービスの向上
- (目標4) 持続可能な事業経営の確立

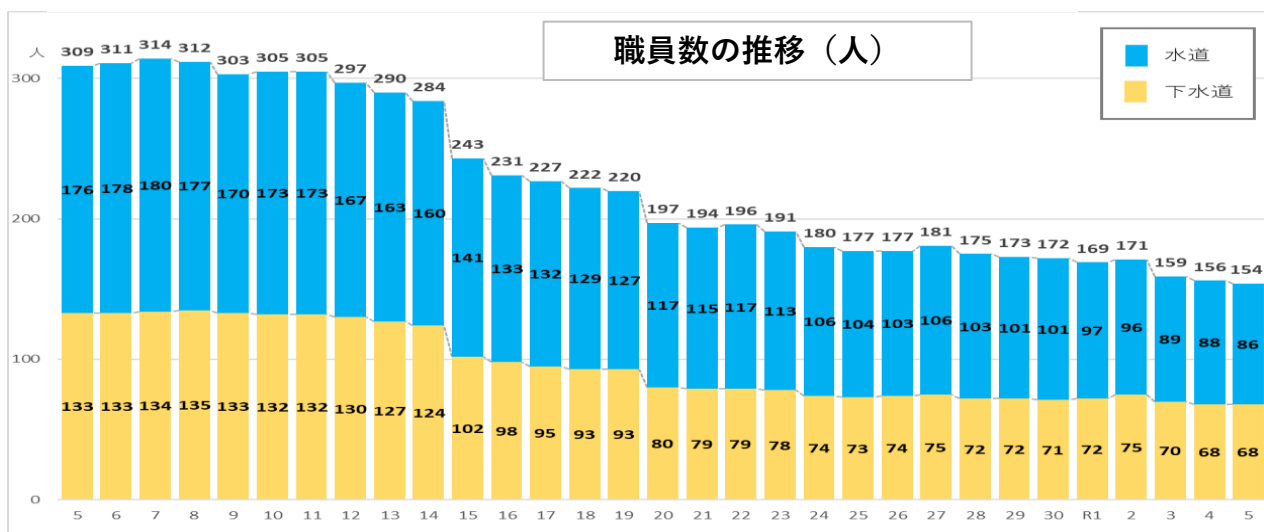
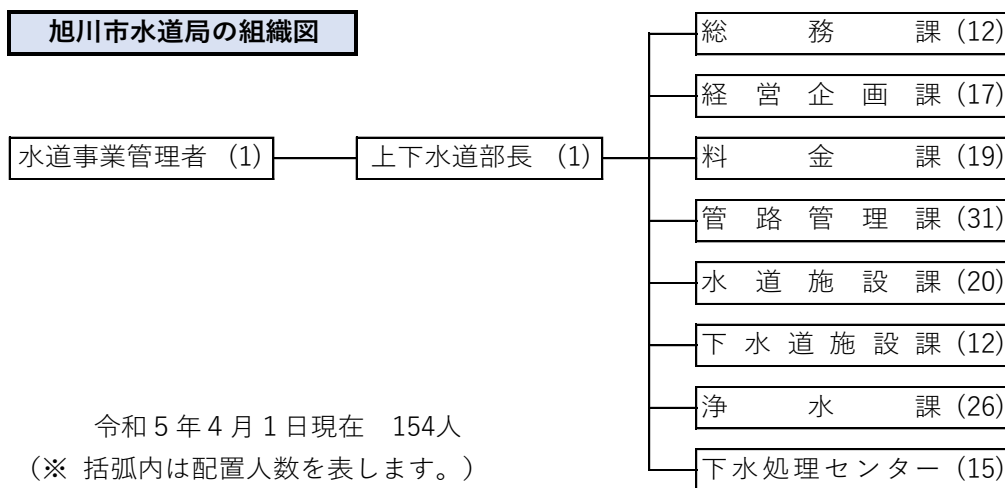


(3) 事業の概要

① 水道局が営む事業と会計区分



② 水道局の組織



- ・ピーク時（昭和56年度）には、345人の体制
- ・施設の拡張期 → 維持管理の時代
(民間委託の活用等による人員体制のスリム化)

③ 水道事業・簡易水道事業の現況（令和4年度末現在）

(項 目) \ (事 業)		水道事業	簡易水道事業	
			西神居地区	江丹別地区
供 用 開 始 年 月 日		昭和23年8月12日	平成8年12月20日	平成17年11月1日
計 画 給 水 人 口		378,000 人	500 人	260 人
現 在 給 水 人 口		308,586 人	113 人	97 人
水 源		表流水・ダム	地下水	表流水
主 な 施 設	浄 水 場 〔括弧内は 浄水施設能力〕	石狩川浄水場 (109,970m ³ /日)	西神居浄水場 (260m ³ /日)	江丹別浄水場 (130m ³ /日)
		忠別川浄水場 (45,650m ³ /日)		
	配 水 場 〔括弧内は配水池 の数と有効容量〕	春光台配水場 (3池・7,500m ³)	西神居配水場 (2池・260m ³)	江丹別配水場 (2池・180m ³)
		三角台配水場 (14池・44,800m ³)		
千代ヶ岡配水場 (4池・11,400m ³)				
新千代ヶ岡配水場 (4池・10,000m ³)				
管 路 延 長		2,244 km	23 km	32 km
導 水 管		5 km	0 km	8 km
送 水 管		8 km	2 km	1 km
配 水 管		2,231 km	21 km	23 km

・石狩川浄水場と忠別川浄水場の2系統で水道水をつくっています。

・1年間に生産した水道水の量（年間給水量） = 3,359万m³
 （このうち消費された水の量（年間有収水量） = 2,921万m³）

・配水管の総延長 = 2,275km
 （直線にすると、旭川から沖縄までの距離に相当）

④ 公共下水道事業・農業集落排水事業の現況（令和4年度末現在）

(項 目)		(事 業)	公共下水道事業	農業集落排水事業
供 用 開 始 年 月 日			昭和39年11月1日	平成13年6月1日
処 理 区 域 内 人 口			313,805 人	204 人
水 洗 便 所 設 置 済 人 口			304,742 人	162 人
主 な 施 設	処 理 場 (括弧内は処理能力)		下水処理センター (162,000m ³ /日)	千代ヶ岡農業集落 排水処理センター (152m ³ /日)
	ポ ン プ 場		旭神汚水中継ポンプ場 亀吉雨水ポンプ場	—
下水管布設延長			1,927 km	6 km
	汚 水 管		1,555 km	6 km
	雨 水 管		345 km	—
	合 流 管		27 km	—

・下水は「**汚水**(おすい)」と「**雨水**(うすい)」に分けられます。

・汚水は、**汚水管**を通過して、下水処理センターで処理されます。

(汚水管の総延長 = 1,588km・・・直線にすると旭川から熊本までの距離に相当)

・雨水は、**雨水管**を通過して、河川に放流されます。

(雨水管の総延長 = 345km・・・直線にすると旭川から青森までの距離に相当)

・1年間に処理した下水の量（年間処理水量） = 4,946万m³

(うち汚水の処理量 = 3,804万m³, 雨水の処理量 = 1,142万m³)

⑤ 料金体系（令和4年度末現在）

水道事業、下水道事業は、一般の行政サービス（一般会計）とは異なり、**料金**を基に経営を行っており、**独立採算制**を基本としています。

水道料金

基本料金（水道メーター口径別）		従量料金（用途別逓増制・1m ³ 当たり）			
家事用 ・ 家事用以外	13～50mm	860円	1～8m ³	41円	
	75・100mm	1,320円	9m ³ 以上	166円	
	150mm	2,700円	家事用以外 ・ 臨時用	1～8m ³	41円
	200mm	3,270円		9～20m ³	166円
	250mm	6,340円		21～50m ³	204円
臨時用	上記に4,000円を加算		51～200m ³	245円	
			201m ³ 以上	257円	

≪ 水道料金表（1か月・税抜） ≫

- ・ **基本料金**と**従量料金**とで構成する**二部料金制**
- ・ 基本料金・・・水道メーターの口径に応じた**口径別料金**
- ・ 従量料金・・・家事用、家事用以外という**用途別料金**
 使用量が増えるほど単価が増加する**逓増制料金**
- ・ 令和4年7月に約30年ぶりとなる料金改定(平均改定率14.90%)を実施

下水道使用料

基本料金		従量料金（用途別逓増制・1m ³ 当たり）		
家事用 ・ 家事用以外	（一律） 1,026円	家事用	1～8m ³	10円
			9m ³ 以上	156円
家事用以外	（一律） 1,026円	家事用以外	1～8m ³	10円
			9～20m ³	156円
			21～50m ³	183円
			51～200m ³	251円
			201m ³ 以上	275円

≪ 下水道使用料表（1か月・税抜） ≫

- ・ **基本料金**と**従量料金**とで構成する**二部料金制**
- ・ 基本料金・・・**一律料金**
- ・ 従量料金・・・家事用、家事用以外という**用途別料金**
 使用量が増えるほど単価が増加する**逓増制料金**
- ・ 平成13年の改定以来、料金水準を据え置いた状態